

運用指針

第2条 - 口

現場特有の状況に対応するための創意工夫

現場の周辺状況をふまえた
高架橋下の立入防止柵の設置見直し

高架橋下の立入防止柵の設置見直しの経緯

当初計画

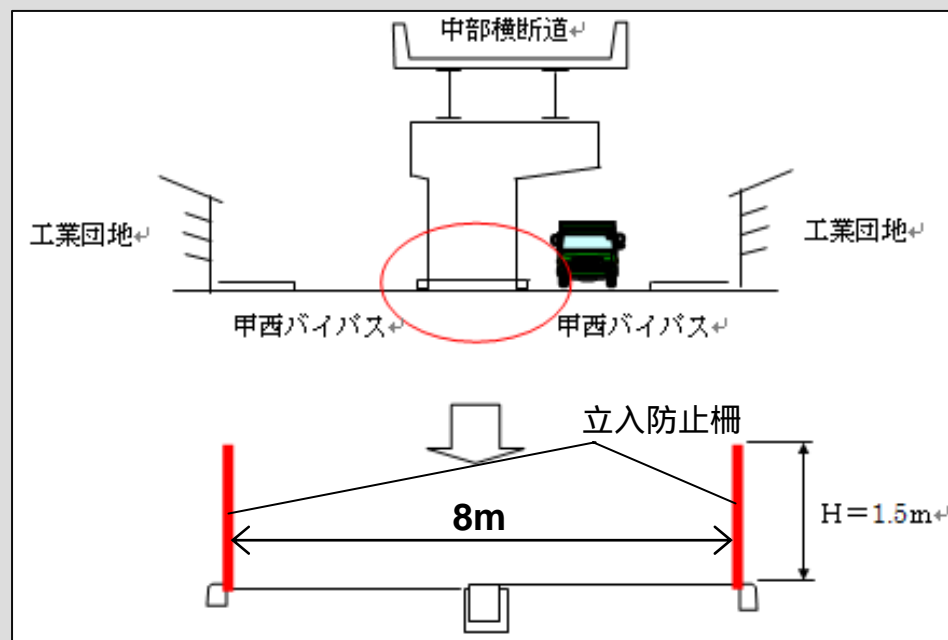
立入防止柵を設置管理すべき区域は、幹線道路(国道52号:甲西バイパス)の中央分離帯に当たる。



立入防止柵を設置する計画

立入防止柵とは

- ・高速道路等に関係者以外の者、動物等が立入ることを防止し、交通安全を確保
- ・道路敷地等が不法に占拠されることを未然に防止



高架橋下の立入防止柵の設置見直しの経緯

中部横断自動車道・戸田高架橋下の現場の特徴



周辺状況が工業団地であること
両側が幹線道路(国道52号:甲西バイパス)[交通量約1万台/日]
夜間12時間における交通量が約2千台(大型車混入率約15%)

高架橋下の立入防止柵の設置の見直しを検討

高架橋下の立入防止柵
の設置の見直しの課題

人・車両の侵入及び不法占拠の可能性

高架橋下の立入防止柵の設置の見直し

課題：人・車両の侵入及び不法占拠の可能性

- ・周辺が工業団地
- ・両側が幹線道路
- ・夜間も交通量がある



幅8mである上、縁石(h = 25cm)に仕切られ、両側に一般交通が存在し、常に監視されているに等しい。



人・車両の侵入および不法占拠は困難と判断



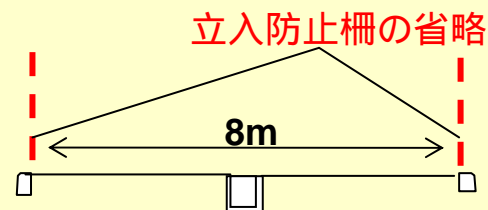
立入防止柵の設置の見直し



立入防止柵の設置の見直しによる材料費及び施工費の縮減

上記のコスト縮減以外のメリット

- ・供用後における立入防止柵の維持管理が不要
- 維持管理費の低減



立入防止柵の省略状況

経営努力要件適合性の認定について

高架橋下の立入防止柵の設置を見直しすることは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号口に該当

高架橋下の立入防止柵の設置を見直した
ことによる材料費及び施工費の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ、申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫